

○南会津町働き手確保支援事業補助金交付要綱

令和5年3月29日

告示第30号

改正 令和6年3月27日告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、町内で人材確保に係る求人活動を積極的に展開する事業者に対し、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において南会津町働き手確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町における持続可能な事業活動と雇用創出を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であること。
- (2) 町内に有する事業所への採用及び配属を目的として補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行うものであること。
- (3) 南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っていないこと。
- (5) 公共的団体（農業協同組合、森林組合、商工会、社会福祉協議会、振興公社等）に該当していないこと。
- (6) 町税等を滞納していないこと。
- (7) 同一の申請内容で国、県、その他の公的機関等から補助金等を受けていないこと。
- (8) 前年度に本要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施の10日前までに南会津町働き手確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第5条 町長は、前条の規定により申請された内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、南会津町働き手確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により町長の承認を受けようとする場合は、速やかに南会津町働き手確保支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。なお、変更の場合は、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号を準用すること。）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第3号を準用すること。）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2以内の増減とする。

（実績報告）

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、南会津町働き手確保支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支精算書（様式第9号）
- (3) 経費の支払を証する書類の写し及び写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金請求）

第8条 補助事業者は、事業が完了した場合は、前条の実績報告書と併せ、南会津町働き手確保支援事業補助金請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項

は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年告示第23号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	補助限度額	摘要
1 合同企業説明会等出展事業	合同企業説明会等の参加に係る出展料	補助対象経費の合計額の2分の1以内	10万円	1 町内外に事業所を有する事業者においては、町内に有する事業所の人材確保を主体とした事業であること。 2 補助金の額は千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。 3 同一年度における1事業所当たりの補助金の限度額は、10万円とする。
2 企業紹介パンフレット等作成事業	人材確保に資する企業紹介パンフレットの作成を専門業者に外注する際の費用			
3 企業紹介動画作成事業	人材確保に資する動画の作成を専門業者に外注する際の費用			
4 求人情報発信事業	就職・転職情報サイトへ募集広告する際の費用及び新聞折込募集チラシ作成費用並びに新聞折込料			